



令和3年度税制改正大綱消費課税編

車体課税（エコカー減税2年延長など）

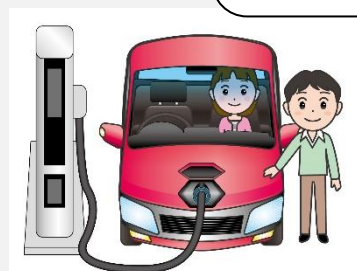
街中で「燃費基準達成ステッカー」を貼ったクルマをよく見かけるようになりましたね。この「燃費基準」とは、国がメーカーに求める自動車の燃費性能の目標値。燃費基準を達成した自動車の普及を目的に各種減税制度が設けられています。

ガソリン車とハイブリッド車（HV）はこれまでの基準より4割の改善が必要となる2030年度燃費基準が採用されます。基準が厳しくなるため、エコカー減税（自動車重量税）は、この達成度が高くなれば減税の割合も高くなります。令和3年度改正では、未達成でも減税の対象とされます。

〈改正後のエコカー減税（自動車重量税）〉

車種・燃費基準		初回車検	2回目
電気自動車(EV) プラグインハイブリッド車 燃料電池車 (FCV) 天然ガス自動車		免税	免税
ガソリン車 HV 30年度 燃費基準	+20%	免税	免税
	達成	免税	/
	-10%	免税	
	-25%	50%減免	
-40%	25%減免		

EV車は日産リーフ、HV車はトヨタ・プリウスなどが代表例です。



〈クリーンディーゼル車は縮減〉

クリーンディーゼル車（CD）は、電気自動車などより燃費性能が劣るため、優遇措置が廃止され、令和5年からはガソリン車と同じ扱いとなります。販売面で影響があることから、激変緩和措置として2年間については、2020年度燃費基準を満たせば免税を受けることができます。

車種・燃費基準		令和3年度	令和4年度
CD 20年度 燃費基準	達成	免税	免税
	未達成	免税	/

〈環境性能割1%分軽減措置は9か月延長〉

自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年末までの取得を対象とします。

金密輸に対応するため見直し（消費税）

金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類が対象から除外されます。